

関係法令等
○日本国憲法
○教育基本法
○学習指導要領
○人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
○人権教育・啓発に関する基本計画
○東京都人権施策推進指針
○東京都教育委員会教育目標及び基本方針
○小平市教育委員会教育目標及び基本方針
○人権教育の指導方法等の在り方について
○児童の権利に関する条約

具体的な取組
○あいさつ運動
○福祉体験
○視覚・聴覚障がい者との交流
○高齢者との交流
○特別支援学校、関係機関との交流
○ユニセフ募金
○縦割り班活動
○高齢者疑似体験
○幼保との交流
○年3回の「いじめ防止授業」の実施
○さわやかスタート
○学年人権集会

学校の教育目標
やさしく 元気な がんばる子
◎思いやりのあるやさしい子
○心も体も元気な子
○目標をもってがんばる子

人権教育の目標
○互いの立場を認め、協力し合い、励ましながら、ともに伸びよう
○自ら主体的に取り組み、自己表現を図ろうとする態度や実践力
○あらゆる偏見や差別を認めず、許さず、その解決を図ろうとする

人権教育の視点
【気付く】いじめにつながる言動や差別する行動をとる自分の心の弱さに気付く。
【分かる】自分の弱さや相手の悲しみが分かり、乗り越えなければならぬ課題が分かる。
【実践する】自分の心の弱さを克服し、人間としてよりよい生き方を考えて行動し、実践する。

目指す児童像
○自分のよさに気付き、認められる子
○友達とかかわり、友達のよさに気付ける子
○思いやりの心を持ち、他者を理解できる子
○人権について知り、差別をしない子

学年の重点	
低学年	高学年
○自己肯定感をもつことによって、自分に自信を持ち、さらに自己実現を図っていく態度を育成する。	○基礎的・基本的な内容を確実に定着させるとともに、資質や能力を向上させ、自己実現が図れるようにする。
○受容的、肯定的な心情を育てていくことにより、望ましい人間関係を育成する。	○日常の教育活動（友達とかかわり、発表、話し合い活動など）において、人権尊重の理念を意識させる。

## 学級経営

児童の実態
・すすんで挨拶できる児童が増えている。
・友達同士「～さん」をつけて呼び合っている。
・他者を思いやる言動ができる児童が多い。
・自己中心的なとらえ方をして、人間関係が悪化する事例も見られる。

各教科
【国語】適切に表現する能力を育成し、伝え合う力を高めるとともに思考力を養う。
【社会】民主的・平和的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。
【算数】筋道を立てて考える能力を育てる。
【理科】科学的な見方や考え方を養い、生命を尊重する態度を育てる。
【生活】自分の生活について考えさせ、自立への基礎を養う。
【音楽】表現及び鑑賞することを通して、豊かな情操を養う。
【図画工作】表現及び鑑賞することを通して、豊かな情操を養う。
【家庭】家庭生活への関心を高め、生活を工夫しようとする実践的態度を育てる。
【体育】協力、公平などの態度を育てる。
【外国語科・外国語活動】外国の文化を理解する。

道徳
思いやりの心を持ち、自他の権利を大切にし、進んで義務を果たす心情や態度を育てる。

特別活動
協力して、よりよい生活を築こうとする。自主的・実践的な態度を育てる。

総合的な学習の時間
自己の生き方について、考えることができるようにする。

学校における環境整備
○学校施設・設備の整備
○校舎内外の清掃・美化
○少人数指導、学習支援ボランティア

家庭・地域との連携
○家庭や地域の人々と連携し、児童の基本的な生活習慣を図るとともに、進んで地域社会の一員として協力する態度を育てる。
○家庭・地域との共通理解
○家庭・地域との協力

教職員研修
○校内研修（「いじめ防止」の研修3回実施）
○事例研究
○『人権教育プログラム』の活用